

自動車整備関係法令と解説 平成28年版 正誤表

平成28年6月

頁	正	誤
210頁	<p><u>(自動車登録番号標の取付け)</u>                      第7条 法第11条第1項(同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)及び第6項並びに法第20条第4項の規定による自動車登録番号標の取付けは、<u>第8条の2第1項本文に規定する位置に、同条第2項に規定する方法により表示されるように行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</u></p>	<p>(自動車登録番号標の取付け位置)                      第7条 法第11条第1項(同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。)及び第6項並びに法第20条第4項の規定による自動車登録番号標の取付けは、<u>自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</u></p>
	<p><u>(自動車登録番号標の表示)</u>                      第8条の2 法第19条の国土交通省令で定める位置は、<u>自動車前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。2 法第19条の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当するものとする。</u>                      (1) <u>自動車の車両中心線に直交する鉛直面に対する角度その他の自動車登録番号標の表示の方法に関し告示で定める基準に適合していること。</u>                      (2) <u>自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れがないこと。</u></p>	<p>(自動車登録番号標等の表示)                      第8条の2 法第19条の規定による自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、<u>自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることにより行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</u></p>
212頁	<p><u>(臨時運行許可番号標の表示)</u>                      第24条 第8条の2第1項及び第2項の規定は、<u>法第36条第1号(法第73条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、<u>第8条の2第1項中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(臨時運行許可番号標等の表示)                      第24条 法第36条(法第73条第2項において準用する場合を含む。)<u>の規定による臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中臨時運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、臨時運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることにより行うものとする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の臨時運行許可番号標を省略することができる。</u></p>
213頁	<p><u>(回送運行許可証の表示等)</u>                      第26条の5 第23条の規定は回送運行許可証の表示について、<u>第24条の規定は法第36条の2第1項第1号(法第73条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による回送運行許可番号標の表示について準用する。</p>	<p>(回送運行許可証の表示等)                      第26条の5 第23条の規定は回送運行許可証の表示について、<u>第24条の規定は法第36条の2第1項(法第73条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示について準用する。この場合において、<u>合成樹脂製の回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示については、第24条中「確実に」とあるのは、「脱落しないように」と読み替えるものとする。</u></p>
227頁	<p><u>(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示)</u>                      第43条の7 第8条の2第1項本文及び第2項の規定は、<u>法第73条第1項の規定による車両番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第8条の2第1項本文中「後面」とあるのは「後面(三輪の検査対象軽自動車若しくは被牽引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあってはその後面)」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置)                      第43条の7 法第73条第1項の国土交通省令で定める位置は、<u>次のとおりとする。</u>                      (1) <u>三輪の検査対象軽自動車若しくは被けん引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあっては、その後面の見やすい位置</u>                      (2) <u>前号に掲げる検査対象軽自動車以外の検査対象軽自動車にあっては、その前面及び後面の見やすい位置</u></p>
240頁	<p><u>(検査対象外軽自動車の車両番号標の表示)</u>                      第63条の8 第8条の2第1項本文及び第2項の規定は、<u>法第97条の3第2項において準用する法第73条第1項の規定による車両番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第8条の2第1項本文中「前面及び後面」とあるのは「後面」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(検査対象外軽自動車の車両番号標の表示位置)                      第63条の8 法第97条の3第2項において準用する法第73条第1項の国土交通省令で定める位置は、<u>検査対象外軽自動車の後面の見やすい位置とする。</u></p>